



6

資料編

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

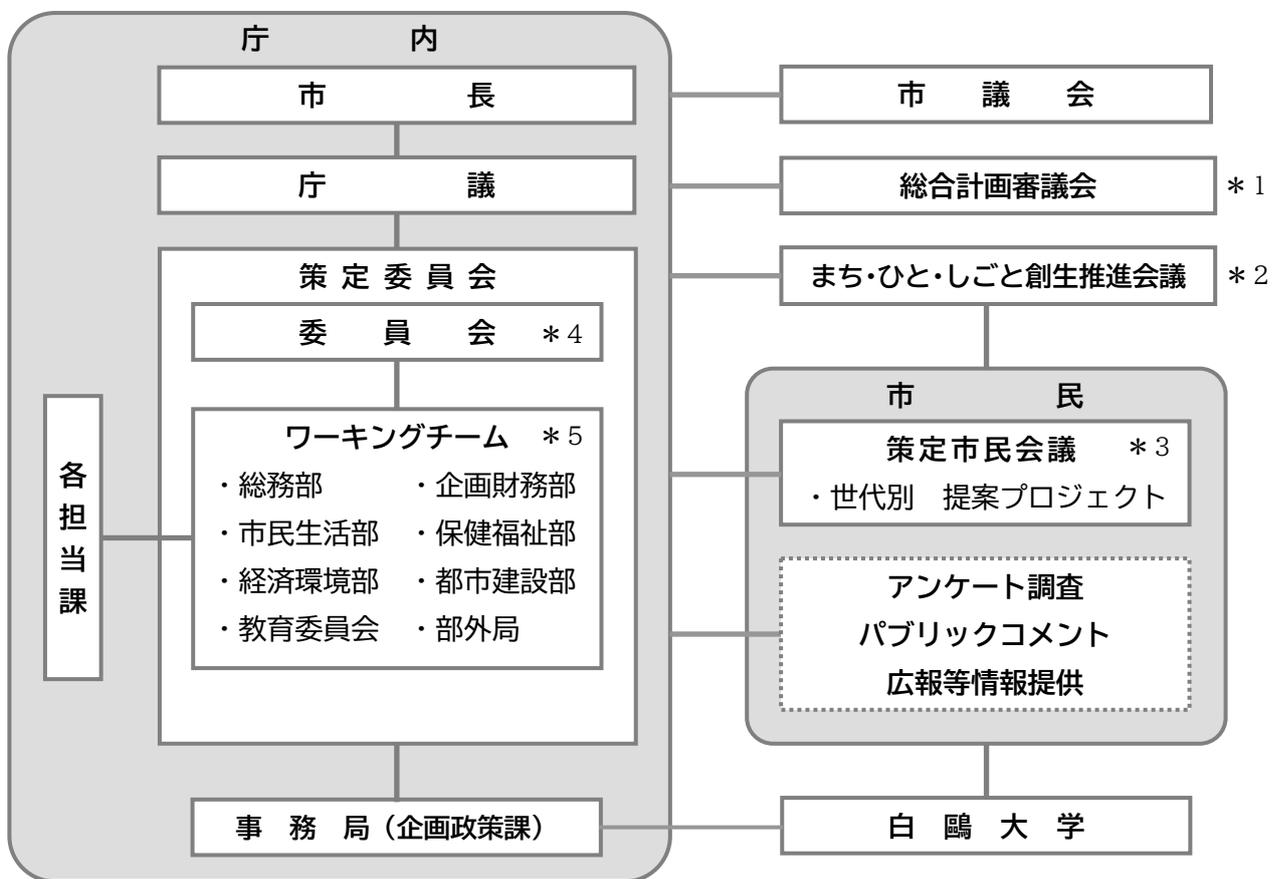
6 - 1 計画策定の体制と経緯

(1) 策定体制

総合計画策定に向けた庁内体制として、策定委員会（委員会、ワーキングチーム）を設置し、庁内各課で現行計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めました。

また、策定にあたっては、策定市民会議を設置し、「市民参加」の計画づくりを行うとともに、市議会及び総合計画審議会へ逐次報告を行い、連携を図りながら策定を進めたほか、結城市との包括連携協定に基づき、白鷗大学から総合的な助言・指導を仰ぐことで、人口減少という難しい社会情勢のなかでも市全域の均衡ある発展に配慮した計画を目指しました。

■ 策定体制



- ※1 総合計画審議会：市議会議員、知識経験者、各団体代表者で構成され、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。
- ※2 まち・ひと・しごと創生推進会議：総合計画の主要事業から地方創生及び人口減少対策に資するものを重点事業に位置付け、結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略としてとりまとめる。
- ※3 策定市民会議：幅広い市民意向の計画への反映を図るため、世代別（高校生、結城看護専門学生、一般）の提案プロジェクトを設置し、総合計画全般について市民目線の提言を行う。
- ※4 策定委員会：素案・原案の審議、総合調整等を行う。（部長会議、行政改革推進本部）
- ※5 ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて、骨子・素案の立案、検討及び各課担当課との連絡調整など、実質的作業を行う。（課長補佐・主務係長等）

(2) 策定経緯

年度	月 日	内 容
2019 (令和元) 年度	7月11日	第1回 第6次結城市総合計画策定市民会議（高校生・結城看護専門学校生）
	7月18日	第2回 第6次結城市総合計画策定市民会議（高校生・結城看護専門学校生）
	7月22日	第1回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	7月25日	第3回 第6次結城市総合計画策定市民会議（高校生・結城看護専門学校生）
	7月25日	第1回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	9月26日	第2回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	10月7日	第1回 第6次結城市総合計画策定委員会
	10月18日	第2回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	10月24日	第3回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	11月21日	第4回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	12月23日	第6次結城市総合計画策定市民会議「提案書」提出
	12月26日	第3回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	3月3日	第4回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	2020 (令和2) 年度	4月13日
4月13日		第1回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
5月28日		第5回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
6月4日		第1回 結城市総合計画審議会
6月～7月		パブリックコメント（基本構想）
7月27日		第2回 結城市総合計画審議会
7月31日		第6回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
8月5日		結城市総合計画審議会 答申（基本構想）
8月17日		庁議（基本構想）
10月15日		第7回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
11月16日		第3回 第6次結城市総合計画策定委員会
11月26日		第3回 結城市総合計画審議会
11月27日		第1回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議
12月～1月		パブリックコメント（前期基本計画）
1月22日		第8回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
1月29日		第4回 結城市総合計画審議会（書面開催）
1月29日		第2回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（書面開催）
2月8日		結城市総合計画審議会 答申（前期基本計画）
2月15日	第4回 第6次結城市総合計画策定委員会	
2月15日	第2回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議	
2月22日	庁議（前期基本計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）	

(3) 結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日

条例第13号

改正 昭和63年9月27日条例第12号

平成12年3月30日条例第3号

平成21年3月30日条例第9号

令和2年3月26日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(平12条例3・令2条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月26日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

■ 結城市総合計画審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
大 木 作 次	市議会議員	議 長
佐 藤 仁		副議長
安 藤 泰 正		総務委員長
北 嶋 節 子	知識経験者	教育委員会 教育長 職務代理者
廣 江 敏 男		市代表監査委員
○小笠原 伸		白鷗大学 経営学部 教授
◎中 澤 英 雄	市民代表	自治協力員連合会 会長
渡 邊 恵 一		民生委員児童委員協議会 会長
大 木 準		(一社)結城市医師会 副会長
野 原 牧 子		ゆうき女性会議 会長
奥 澤 武 治		結城商工会議所 会頭
鈴 木 洋		北つくば農業協同組合 総務部 部長
石 島 睦 ※		結城信用金庫 本店営業部 理事部長
山 口 孔 小 ※		結城信用金庫 本店営業部 部長
河 田 依 子		市民代表 (絹川協議体)
菅 井 渉		市民代表 (4Hクラブ会長)

※人事異動による変更

(4) 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要項

(設置)

第1条 国が定めるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、法第10条に基づき作成する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長へ提案又は報告するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市民で組織する団体及び市議会の関係者
- (2) 産業分野の関係者
- (3) 行政分野の関係者
- (4) 教育分野の関係者
- (5) 金融分野の関係者
- (6) 労働分野の関係者
- (7) メディア分野の関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 前項において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成27年度に委嘱する場合の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置く。会長は、委員の互選により決定する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開するものとする。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成27年5月29日から施行する。

■ 令和2年度結城市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

◎：会長

氏 名	組織分野		所 属
	分野	区分	
安 藤 泰 正	市民	市議会	結城市議会総務委員会 委員長
荒 川 俊 朗	市民	団体	自治協力員連合会 理事
石 塚 勇 輝	市民	団体	結城青年会議所
天 野 明 寛	産業	商工	結城商工会議所 中小企業相談所長
永 田 佳 久	産業	農業	JA北つくば西部営農経済センター センター長
渡 辺 浩	産業	工業	(株)川金コアテック茨城製造部生産管理G長
奥 澤 武 治	産業	産業	本場結城紬卸商協同組合 理事長
柳 田 幸 夫	産業	観光	結城市観光協会 会長
荒 井 幸 恵	産業	福祉	結城市保育連絡会 かなくぼ保育園 園長
望 月 美 幸	産業	福祉	(株)ツクイ結城管理者
◎小笠原 伸	教育	大学	白鷗大学経営学部 教授 白鷗大学ビジネス開発研究所 所長
小 林 夕 美	教育	PTA	市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員長
和 地 宏	金融	地方銀行	常陽銀行結城支店 支店長
山 口 孔 小	金融	信用金庫	結城信用金庫本店営業部 部長
岩 崎 広 行	労働	社会保険 労務士	ニュー岩崎事務所所長
木 村 嘉 孝	言論	TV局	ケーブルテレビ(株)結城ケーブルテレビ局長
飯 村 雅 明	言論	新聞社	茨城新聞社筑西支社 支社長
齋 藤 暁	士業	税理士	税理士法人 優貴会代表

(5) 第6次結城市総合計画策定市民会議設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第6次結城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を目的とした、第6次結城市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、総合計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、公募に応じ、又は推薦を受けた市内に居住し、又は勤務する18歳以上の者であって、市政に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

3 第1項の委員のほか、若年層の柔軟な発想と創意工夫を取り入れるため、高校生提案プロジェクト及び大学生等提案プロジェクトを置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から総合計画が策定されたときまでとする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に、座長1人及び副座長若干人を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により決定する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従いその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 市民会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 座長は、市民会議で検討したことについて、第6次結城市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に随時提言することができる。

(高校生提案プロジェクト)

第8条 高校生提案プロジェクトは、メンバー15人以内をもって組織する。

2 高校生提案プロジェクトのメンバーは、公募に応じ、又は推薦を受けた市内に居住し、又は通学する高校生であって、地域活性化等に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

3 メンバーの任期は、委嘱された日から総合計画が策定されたときまでとする。

- 4 高校生提案プロジェクトに、リーダー1人及び副リーダー若干人を置く。
- 5 リーダー及び副リーダーは、それぞれメンバーの互選により決定する。
- 6 リーダーは、高校生提案プロジェクトを代表し、会務を総理する。
- 7 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、あらかじめリーダーが指定した順に従いその職務を代理する。
- 8 高校生提案プロジェクトで検討したことについては、市民会議に随時提言することができる。

(大学生等提案プロジェクト)

第9条 大学生等提案プロジェクトは、メンバー10人以内をもって組織する。

- 2 大学生等提案プロジェクトのメンバーは、茨城県結城看護専門学校生又は公募に応じた市内在住の学生であって、地域活性化等に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。
- 3 メンバーの任期は、委嘱された日から総合計画が策定されたときまでとする。
- 4 大学生等提案プロジェクトに、リーダー1人及び副リーダー若干人を置く。
- 5 リーダー及び副リーダーは、それぞれメンバー委員の互選により決定する。
- 6 リーダーは、大学生等提案プロジェクトを代表し、会務を総理する。
- 7 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、あらかじめリーダーが指定した順に従いその職務を代理する。
- 8 大学生等提案プロジェクトで検討したことについては、市民会議に随時提言することができる。

(庶務)

第10条 市民会議に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要項は、令和元年5月7日から施行する。

(6) 第6次結城市総合計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第6次結城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を協議するため、第6次結城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、総合計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダー各1人を置く。
- 4 リーダーは、総務部の政策員をもって充て、副リーダーは、リーダーが指名する者をもって充てる。
- 5 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。）及びワーキングチームの構成員（以下「構成員」という。）の任期は、総合計画が策定されたときまでとする。

- 2 委員又は構成員が欠けた場合における補充の委員又は構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会及びワーキングチームの会議は、委員会にあっては委員長が、ワーキングチームにあってはリーダーが必要に応じて招集する。

- 2 前項の会議は、委員又は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第1項の会議において議決する必要がある場合は、出席した委員又は構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長又はリーダーの決するところによる。
- 4 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和元年5月7日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長	教育長	政策監	総務部長	企画財務部長	市民生活部長	保健福祉部長	経済環境部長	都市建設部長	会計管理者	議会事務局長	教育部長	秘書課長	総務課長
-----	-----	-----	------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	------	------

別表第2（第4条関係）

政策員並びに総務部、企画財務部、市民生活部、保健福祉部、経済環境部、都市建設部、教育委員会及び部外に属する課又は所から各1人
--

■ 第6次結城市総合計画策定委員会 委員名簿 [2019（令和元）年度]

氏 名	役 職
—	副市長
小林 仁	教育長
大武 英二	市長公室長（R1）
飯島 敏雄	市民生活部長（R1）
本多 武司	保健福祉部長
川邊 正彦	産業経済部長

氏 名	役 職
小野澤 利光	都市建設部長
大森 加代子	会計管理者
中澤 四郎	議会事務局長
鶴見 俊之	教育部長
池田 順一	秘書課長
飯田 和美	総務課長

■ 第6次結城市総合計画策定委員会 委員名簿 [2020（令和2）年度]

氏 名	役 職
杉山 順彦	副市長
小林 仁	教育長
大武 英二	理事兼政策監
小野澤 利光	総務部長
鶴見 俊之	企画財務部長
瀬戸井 武志	市民生活部長
本多 武司	保健福祉部長

氏 名	役 職
飯島 敏雄	経済環境部長
野寺 一徳	都市建設部長
外池 晴美	会計管理者
鈴木 昭一	議会事務局長
飯田 和美	教育部長
関口 寿幸	秘書課長
増山 智一	次長兼総務課長

■ 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿 [2019（令和元）年度]

	委 員
市長公室	田村俊幸、倉持卓之、西條豊二、秋元隆司 河田圭一郎、松本弓子
部外局	池田祐美、真中好厚、和泉田勝
市民生活部	宮本智恵、生井秀世、小森谷信幸、野村正美 清水博、飯塚博史
保健福祉部	田中真由美、館野大輔、稲葉龍也、窪田千伸 赤野間奈美子、野村精二
産業経済部	岩瀬亮、大越健志、野村尚美、大島伸悟
都市建設部	大羽康浩、宮田勝利、石山雄一、北條正進 森田安宏
教育委員会	廣江智子、金田陽子、瀧澤明行、宮本臣久

■ 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿 [2020（令和2）年度]

	委 員
総務部	田村俊幸、西條豊二、森田安宏、仁見剛
企画財務部	福井恵一、秋元隆司、野村正美、宮田恵美
部外局	中村由美子、真中好厚、和泉田勝
市民生活部	宮本智恵、赤野間奈美子、岩瀬亮、宮田勝利
保健福祉部	窪田千伸、松本弓子、稲葉龍也、瀧澤明行 廣江良之
経済環境部	野村健一、笠倉雅弘、清水博、大島伸悟
都市建設部	大羽康浩、池田明弘、石山雄一、北條正進 飯塚博史
教育委員会	佐々木健、金田陽子、宮崎陽子、宮本臣久

■ 第6次結城市総合計画策定事務局名簿

2019（令和元）年度		2020（令和2）年度	
大武英二	市長公室長	鶴見俊之	企画財務部長
大木博	企画政策課長	大木博	次長兼企画政策課長
西條豊二 福井恵一 金子春奈 小貫貴弘	企画政策課	福井恵一 沼田祐一 伊藤健 小貫貴弘	企画政策課

(1) 第6次結城市総合計画基本構想の策定について（諮問）

結城市諮問第3号
令和2年6月18日

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄 様

結城市長 小林 栄

第6次結城市総合計画基本構想の策定について（諮問）

第6次結城市総合計画基本構想の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第2条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

1 諮問内容

第6次結城市総合計画基本構想について

2 諮問理由

本市では、2020年度（令和2年度）を目標年次とする「第5次結城市総合計画」を2011年（平成23年）3月に策定し、将来都市像を「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」として、その実現のため各種施策を実施してきました。

近年では、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、高度情報化、国際化など、本市を取り巻く環境は急激に変化しています。

また、地方分権の進展や多発する自然災害・感染症の流行等に対する安全・安心への意識の高まりなど、市民の価値観やニーズも多様化しています。

こうした様々な課題に的確に対応し、さらなる発展と誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを実現するため、市民参加のもと、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）の10年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画基本構想」の策定に関し、意見を求めるものです。

(2) 第6次結城市総合計画基本構想の策定について（答申）

令和2年8月5日

結城市長 小林 栄 様

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄

第6次結城市総合計画基本構想の策定について（答申）

令和2年6月18日付結城市諮問第3号で諮問を受けた第6次結城市総合計画基本構想について、本審議会で慎重に審議した結果、下記事項に留意して計画を進めることを要望し、原案のとおり答申する。

記

- 1 人口減少、少子高齢化、財政の硬直化など難しい社会情勢のなかでも、結城らしい施策を展開することで、市民が夢や希望を持ち続けられるまちを目指すこと
- 2 豊富な地域資源を活用し、市全体の均衡ある発展に取り組むことにより、次世代に引き継ぐ魅力ある結城市を実現すること
- 3 新たな課題、多様化するニーズにも、市民・企業・団体・行政などが互いに連携・協力する「協働」の仕組みを活用することで、誰もが住み良いまちづくりを推進すること

(3) 第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（諮問）

結城市諮問第4号
令和2年11月26日

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄 様

結城市長 小林 栄

第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（諮問）

第6次結城市総合計画前期基本計画の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第2条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記**1 諮問内容**

第6次結城市総合計画前期基本計画について

2 諮問理由

本市では、結城市議会令和2年第3回定例会において、2030（令和12）年度を目標年次とする「第6次結城市総合計画基本構想」が議決され、将来都市像を「みんなの想いを未来へつなぐ活力あふれ文化が薫まち結城」とする新たなまちづくりに取り組むことが決定いたしました。

これに伴い、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向けた5つの基本目標に基づく2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画前期基本計画」を策定いたしますので、その内容に関し意見を求めるものです。

なお、前期基本計画では、人口減少社会の中でも誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、強固な行政基盤と安定した行政運営を市民とともに構築する「第5次結城市行政改革大綱」及び人口減少への対応と自立的で持続的な地域社会を創出する「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定するものいたします。

(4) 第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（答申）

令和3年2月8日

結城市長 小林 栄 様

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄

第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（答申）

令和2年11月26日付結城市諮問第4号で諮問を受けた第6次結城市総合計画前期基本計画について、本審議会で慎重に審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

記

- 1 子育て・医療・福祉の一層の充実を図り、全ての市民が住み慣れた地域において、笑顔で暮らせるまちを目指すこと
- 2 災害に強い平坦な地形、計画的に整備された住環境など、本市の強みに磨きをかけ、市民が安全・安心・快適に生活できるまちを目指すこと
- 3 歴史的な街並みや都市近郊農業などの地域資源を最大限に活用した観光・産業の振興を図るとともに、地方回帰の機運を逃さず移住希望者に選ばれるまちを目指すこと
- 4 住民が個々の多様性や人権・男女平等を認め合い地域の絆を深めるとともに、学校教育や生涯学習など様々な場面で地域を知る機会を創出することで市民に愛されるまちを目指すこと
- 5 市民・企業・団体・行政などによる「協働」を基本とした行財政改革、Society5.0の実現に向けた積極的なICT活用に取り組み、持続可能なまちを目指すこと

6 - 3 市民意識の概要

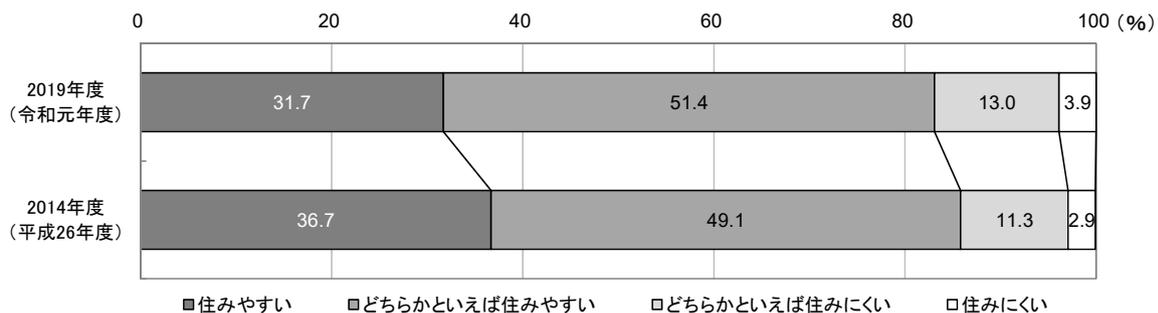
(1) 市民意向調査結果

① 調査概要

- 調査期間： 2019（令和元）年9月2日（月）～9月30日（月）
- 調査対象： 満18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査方法： 郵送による配布・回収
- 回収結果： 配布数3,000票 / 回収数1,277票（回収率42.6%）

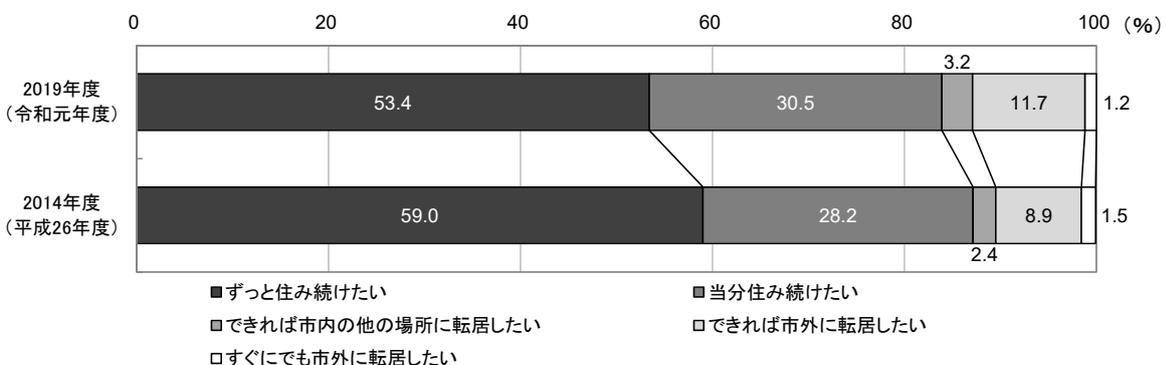
② 住みやすさ

- 結城市を「住みやすいまち」と考えている人が大半を占めています。
- 一方、2014（平成26）年度と比べると、「住みやすいまち」と考えている人がやや減少しています。



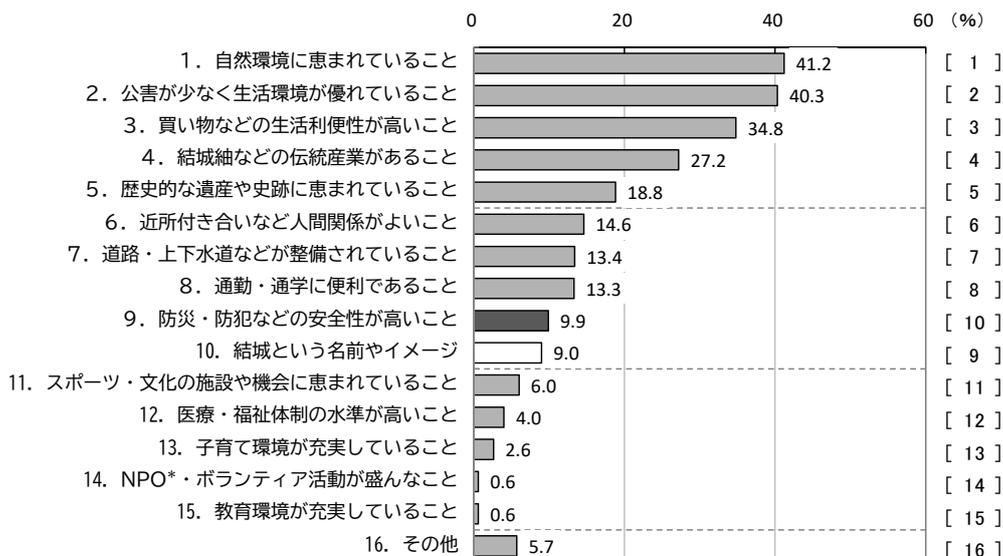
③ 定住意向

- 「結城市に住み続けたい」が大半を占めています。
- 一方、2014（平成26）年度と比べると、定住意向のある人がやや減少しています。



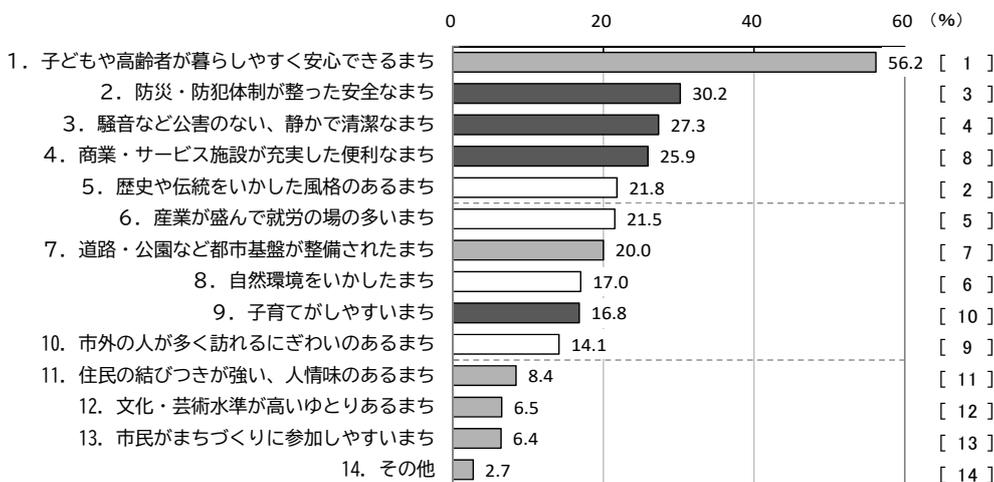
④ 結城市の長所

○結城市の長所を「自然環境」と捉える人が最も多くなっています。
 ○また、「生活環境」、「買い物などの生活利便性」などの日常の生活環境や、「結城紬などの伝統産業」、「歴史的な遺産や史跡」などの歴史・文化・伝統に一定の評価をしている人も多くなっていますが、子育て・教育環境への評価は非常に低くなっています。



⑤ 結城市の将来像

○「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」が特に多くなっていますが、結城市の長所として「医療・福祉体制の水準」や「子育て環境」を挙げる人は少なかったことから、今後は、子育て支援・高齢者福祉を充実させることが課題と考えられます。
 ○また、2014（平成 26）年度と比べると、「商業・サービス施設が充実した便利なまち」が順位を上げており、市民の期待が高まっていると考えられます。

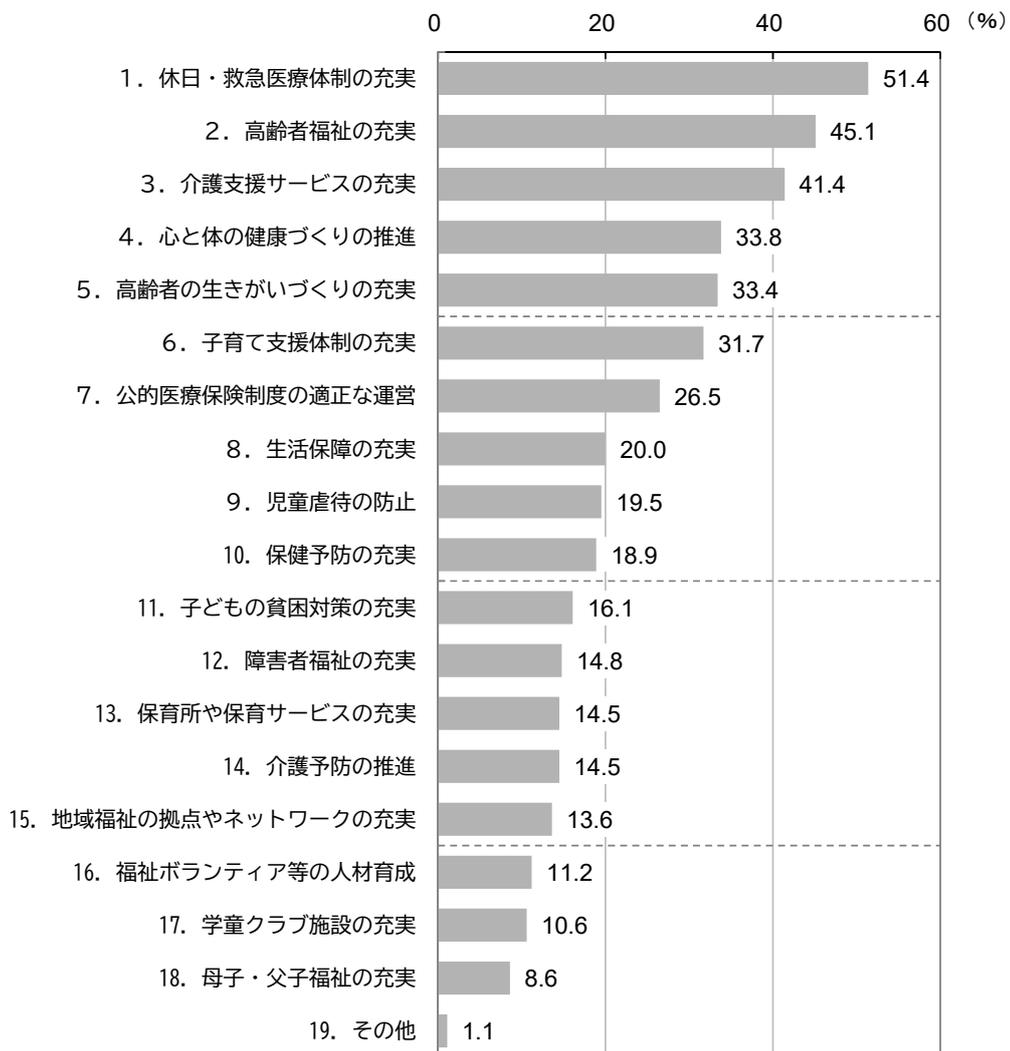


※ [] 内の数字は、「第 5 次結城市総合計画後期基本計画」における「市民 3,000 人アンケート調査結果」（2014（平成 26）年度）の順位

■ 前回より上昇 □ 前回より下降
 ■ 変化無し

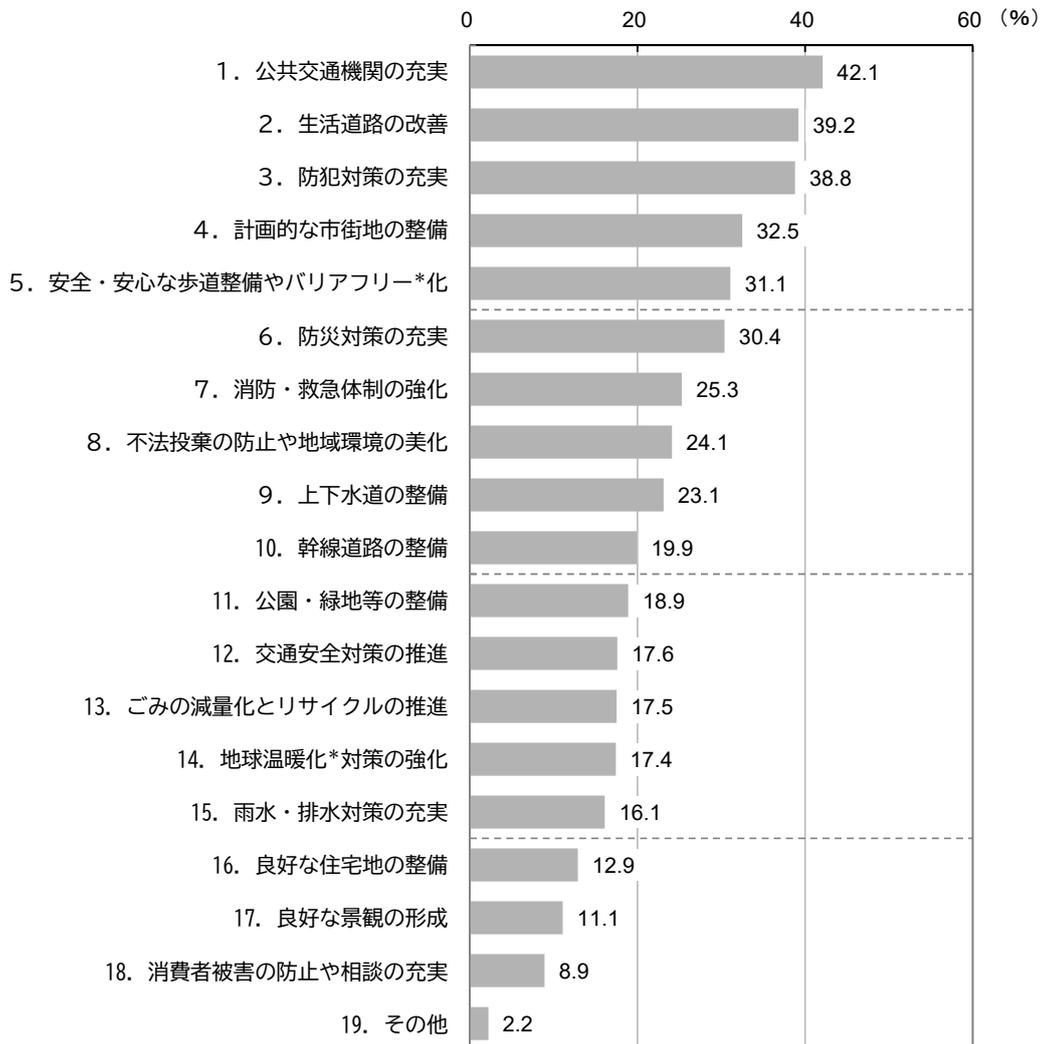
⑥ 保健・福祉施策における優先事項

- 「休日・救急医療体制の充実」が最も多くなっています。
- また、「高齢者福祉の充実」や、「介護支援サービスの充実」、「心と体の健康づくりの推進」、「高齢者の生きがいづくりの充実」、「子育て支援体制の充実」なども上位を占めています。
- これらのことから、医療体制の充実、高齢者福祉・介護支援サービスの充実、子育て支援体制の充実とともに、医療・介護に頼らない元気な高齢者を増やすため、生涯にわたって健康に暮らせる環境の整備が課題と考えられます。



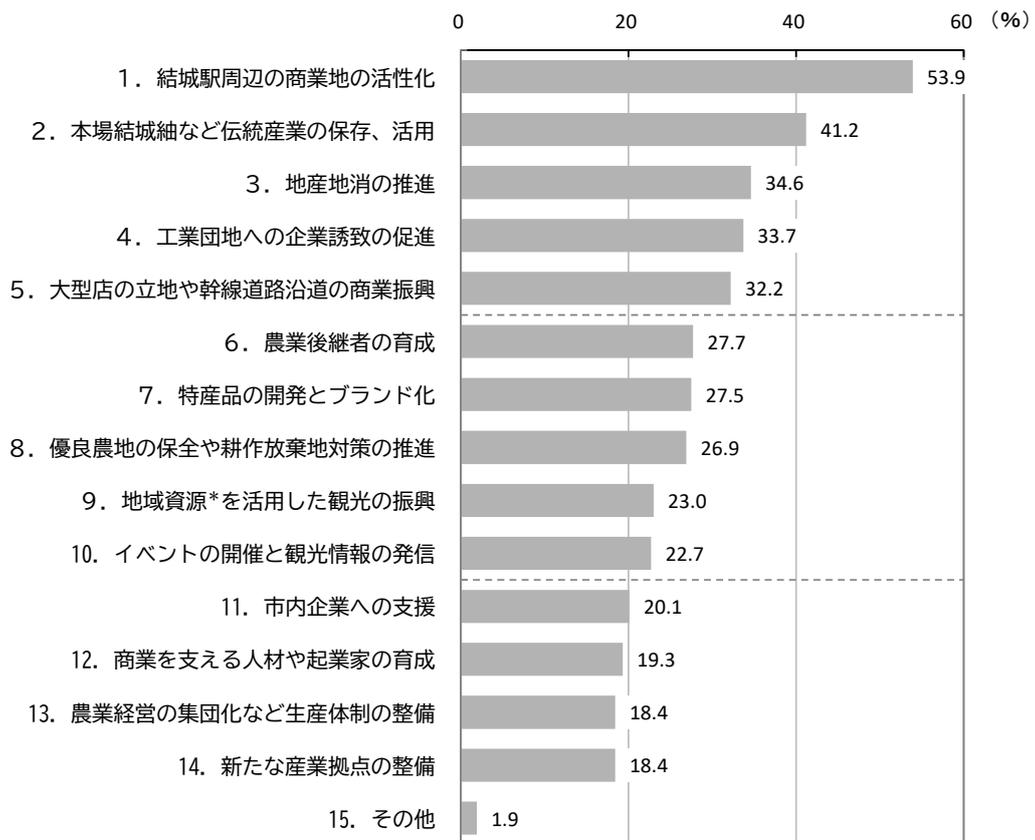
⑦ 都市・環境施策における優先事項

- 「公共交通機関の充実」や「生活道路の改善」などが多く挙げられており、移動手段となる公共交通機関の充実や、生活に身近な道路の整備が課題と考えられます。
- また、「防犯対策の充実」や「安全・安心な歩道整備やバリアフリー*化」、「防災対策の充実」、「消防・救急体制の強化」なども多く挙げられており、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することが求められています。



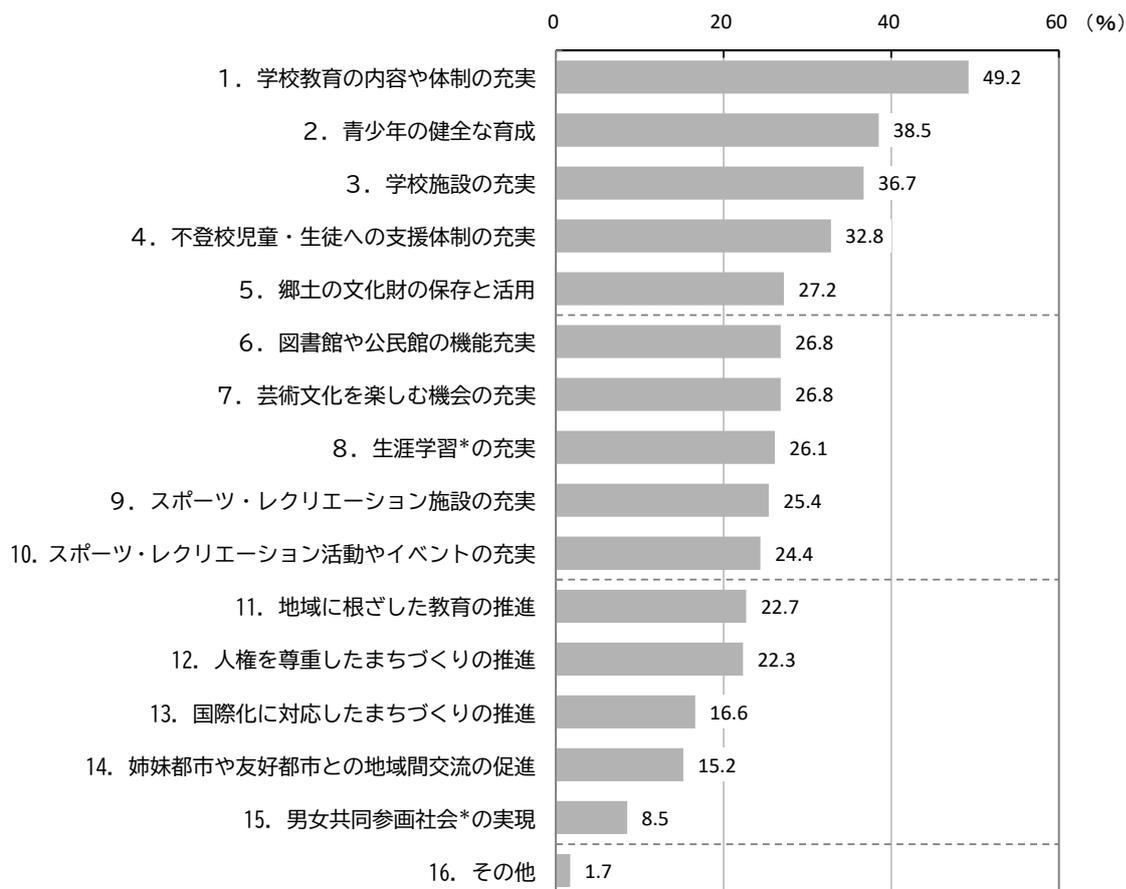
⑧ 産業振興施策における優先事項

- 「結城駅周辺の商業地の活性化」が特に多く、結城市の顔となる中心市街地の活性化に対する関心の高さがうかがえます。
- また、「結城紬など伝統産業の保存、活用」も多くなっており、結城市の魅力や特色として、ユネスコ無形文化遺産*に登録された結城紬等の伝統産業への市民の期待が高まっていると考えられます。



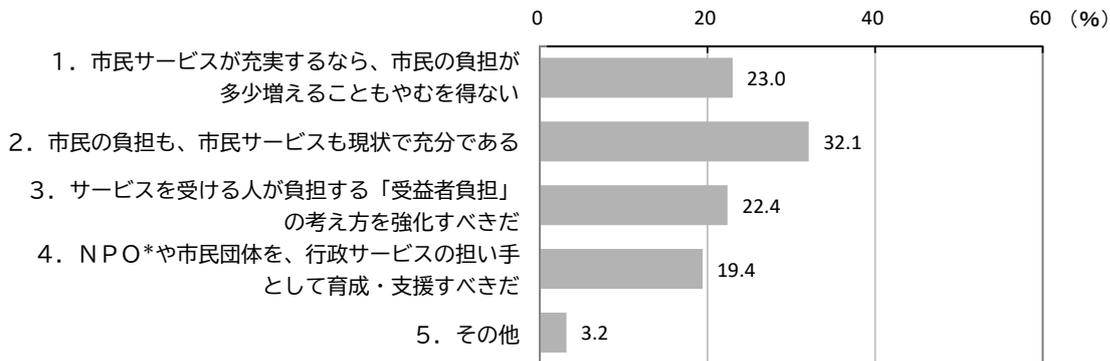
⑨ 教育・文化施策における優先事項

○「学校教育の内容や体制の充実」が最も多く、「青少年の健全な育成」や「学校施設の充実」、「不登校児童・生徒への支援体制の充実」なども多くなっていることから、教育・文化施策の中でも、子どもに関する施策を充実させていくことが課題と考えられます。



⑩ 行政サービスの水準と負担について

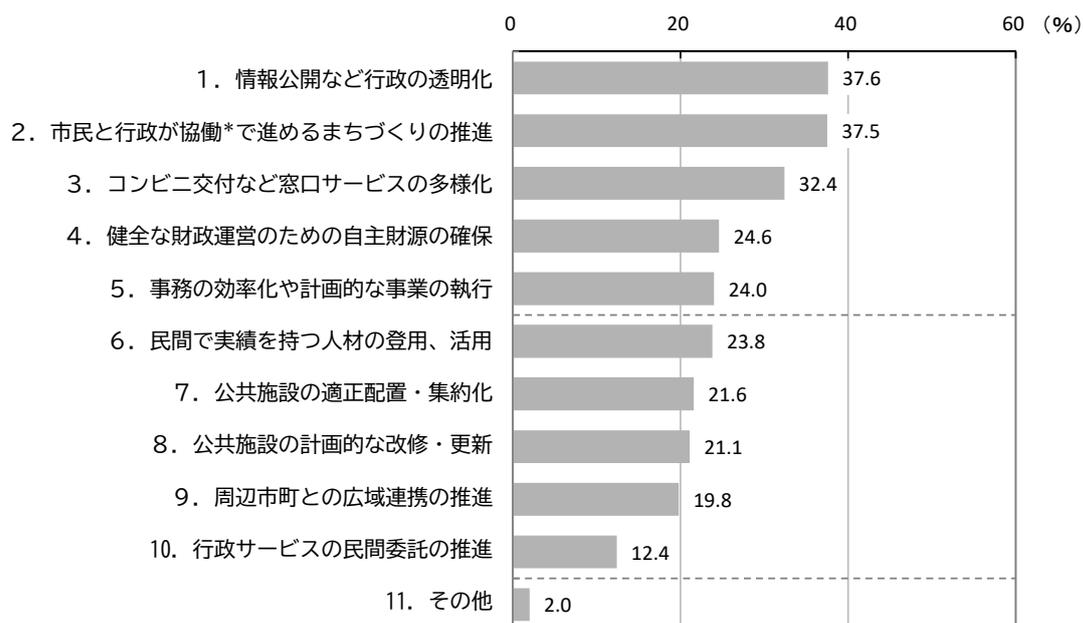
○「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」が最も多く、現状の行政サービスに一定の評価が得られていると考えられます。



⑪ 行財政運営に望むこと

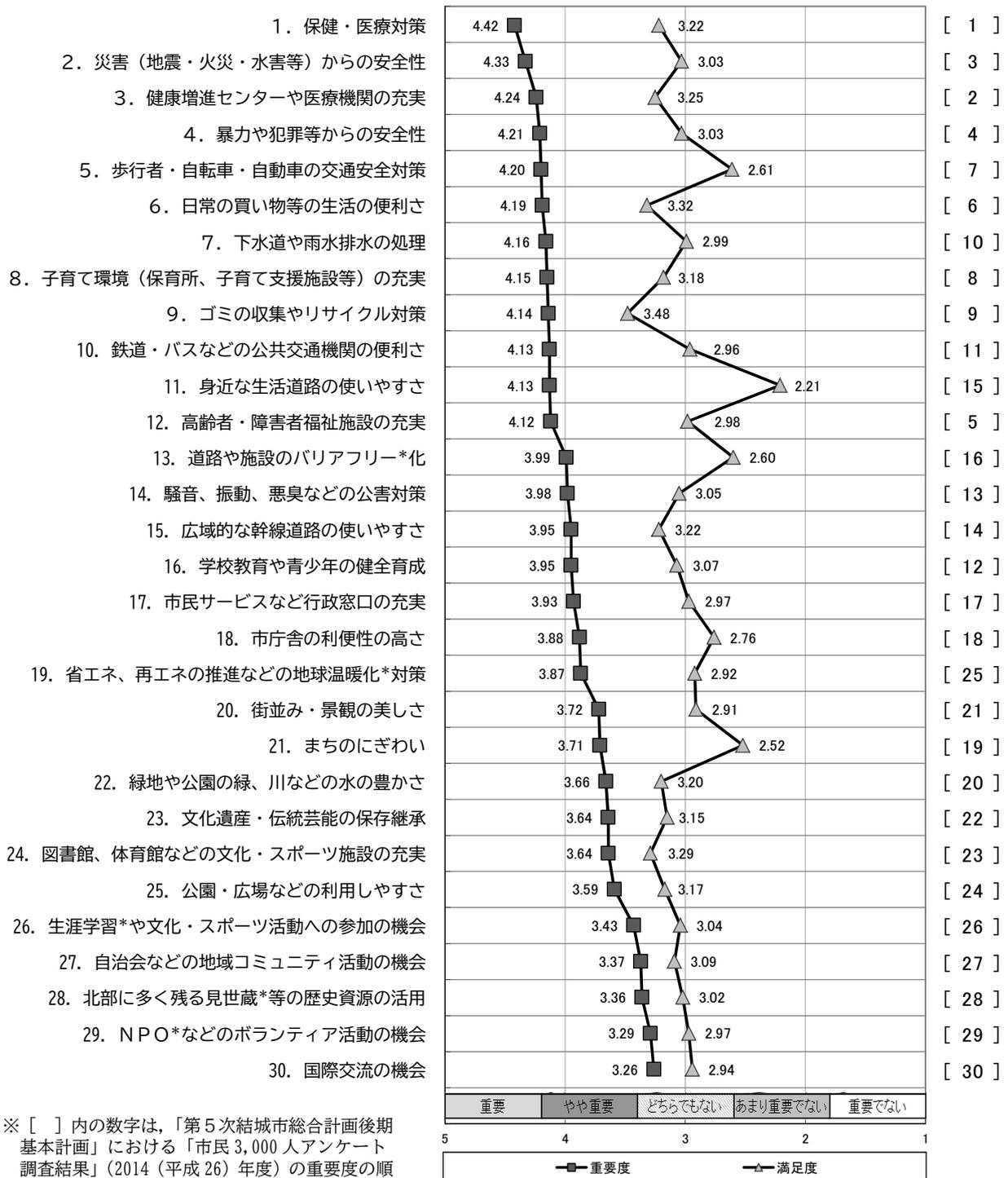
○「情報公開など行政の透明化」と「市民と行政が協働*で進めるまちづくりの推進」が共に多く、市民と行政の双方向の関係を強化させていくことが課題と考えられます。

○また、「コンビニ交付など窓口サービスの多様化」も多くなっていることから、市民のニーズに合わせた窓口の多様化を図ることが求められています。



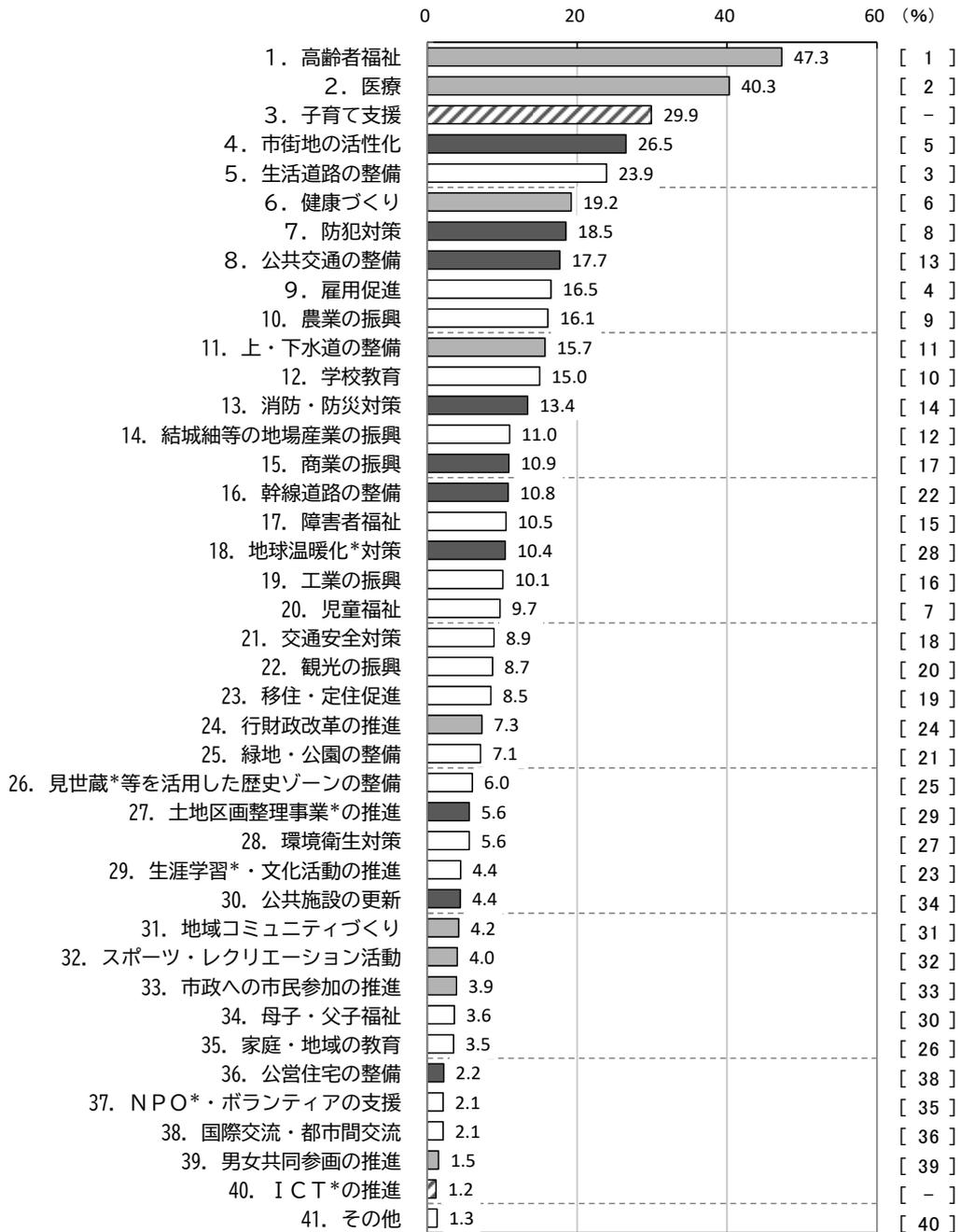
⑫ 結城市のまちづくりの満足度と重要度

- 重要度では、「保健・医療・健康増進」や、「防災・防犯」、「交通安全」、「買い物・交通環境」、「子育て環境」などが高くなっています。また、前計画策定時の調査結果と比べて「交通安全対策」や「下水道や雨水排水の処理」は順位が上がっており、より重要性が高まっています。
- 「公共交通機関の便利さ」、「まちのにぎわい」、「交通安全対策」、「バリアフリー*化」などは、重要度が高いにもかかわらず満足度が低くなっており、特に課題と考えられます。



⑬ 今後5年間に重点を置いたほうが良いと思う施策

○「高齢者福祉」や「医療」が前回と同様に特に多く、「子育て支援」や「市街地の活性化」、「生活道路の整備」も上位にあることから、今後も重要な課題と考えられます。
 ○また、「防犯対策」、「公共交通の整備」などが前回よりも順位を上げており、市民の期待や関心が高まっていると考えられます。



※ [] 内の数字は、「第5次結城市総合計画後期基本計画」における「市民3,000人アンケート調査結果」(2014(平成26)年度)の順位

■ 前回より上昇 □ 前回より下降
 ■ 変化無し ■ 今回、新たに追加した項目

⑭ 調査結果のまとめ

【住みやすさ・定住意向】

- 結城市が**住みやすく、これからも住み続けたいと考える人が多い**ものの、若年層では、ずっと住み続けたいと考える人が少なくなっています。
- 住みやすい理由として「自分の土地や家があるから」、住み続けたい理由として「現在の仕事があるから」が多く、転居したい理由として、若年層では、「希望する仕事がないから」、「通勤・通学に不便だから」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**若い世代の定住を促進するための雇用環境や通勤・通学の利便性の向上**が課題と考えられます。

【結城市の長所・将来像】

- 結城市の良いところを「自然環境に恵まれていること」、「公害が少なく生活環境が優れていること」と考える人が多くなっていますが、『住みにくい』と感じている人では、「買い物などの生活利便性が高いこと」が特に評価が低くなっています。
- 結城市の将来像として、全世代で「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」と考える人が多く、若年層では「商業・サービス施設が充実した便利なまち」と考える人が多くなっています。
- これらのことから、**子どもや高齢者が安心して暮らせるまちづくりや、若い世代のニーズに即した買い物利便性の向上**が課題と考えられます。

【保健・福祉分野の優先事項】

- 保健・福祉では、「休日・救急医療体制の充実」の回答が多いものの、若年層では、「子育て支援体制の充実」、「保育所や保育サービスの充実」の回答が多く、高齢層では、「高齢者福祉の充実」、「介護支援サービスの充実」、「高齢者の生きがいくりの充実」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**若い世代に対する子育てに関する施策の充実や、高齢者に対する高齢者福祉・介護に関する施策の充実**などが課題と考えられます。

【都市・環境の優先事項】

- 都市・環境では、「公共交通機関の充実」、「生活道路の改善」、「防犯対策の充実」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**道路・交通網の利便性ととも、防犯等の安全性の確保**が課題と考えられます。

【産業振興の優先事項】

- 産業振興では、「結城駅周辺の商業地の活性化」、「本場結城紬など伝統産業の保存、活用」の回答が全年代で多く、30歳代や『住みにくい』と感じる人では「大型店の立地や幹線道路沿道の商業振興」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**結城駅周辺の商業地や伝統産業等の既存の地域資源*と、大型店や幹線道路沿道の商業とのバランスの取れた活性化**が課題と考えられます。

【教育・文化の優先事項】

- 教育・文化では、「学校教育の内容や体制の充実」、「青少年の健全な育成」、「学校施設の充実」の回答が多くなっています。特に、**若年層では、子育て世代が多く、学校教育や学校施設への関心が高い傾向**にあります。
- これらのことから、**学校教育や学校施設など、子どもの教育環境の充実**が課題と考えられます。

【自治・行財政運営の優先事項】

- 市政情報の伝達状況では、若い世代や農業地域を中心に「市政情報が伝わっていない」という回答が多くなっています。また、その伝達手段では、**若年層は「SNS*」、高齢層は「広報紙」を活用する人が多い傾向**にあります。
- 『住みにくい』と感じている人は、「情報が伝わっていない」という回答が多くなっています。
- 行政サービスの水準と負担では、「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」という回答が多く、**現状の行政サービスの水準と負担に一定の評価を得ている**と考えられます。
- 今後の行財政運営に望むことは、「情報公開など行政の透明化」、「市民と行政が協働*で進めるまちづくりの推進」が多くなっていますが、若年層や『住みにくい』と感じる人では、「コンビニ交付など窓口サービスの多様化」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**世代や地域特性を考慮した情報伝達や窓口サービスの充実**が課題と考えられます。

【まちづくりの満足度と重要度・今後のまちづくり】

- 満足度の平均値では、「鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ」、「まちのにぎわい」などが低くなっています。また、上山川地区、山川地区、江川地区では、全体と比べて満足度が低い傾向にあり、『住みにくい』と感じている人では、全体と比べて道路・交通や買い物の利便性の満足度が低くなっています。
- 重要度の平均値では、「保健・医療対策」、「災害からの安全性」、「健康増進センターや医療機関の充実」など、保健・医療・健康や災害に関するものが高くなっています。また、若年層では、全体と比べて「子育て環境の充実」が高く、『住みにくい』と感じる人は、『住みやすい』と比べて「文化遺産・伝統芸能の保存継承」も高くなっています。
- 今後のまちづくりでは、「高齢者福祉」、「医療」の回答が多く、若年層では、「子育て支援」、「学校教育」に関する回答も多くなっています。また、『住みにくい』と感じる人では、『住みやすい』と比べて「生活道路の整備」、「公共交通の整備」の回答も多くなっています。
- これらのことから、世代や地域特性に考慮しつつ、**道路・交通や買い物、高齢者福祉、保健・医療・健康、防災、子育て・学校教育、文化遺産・伝統芸能に関する施策の充実**などが重要になると考えられます。

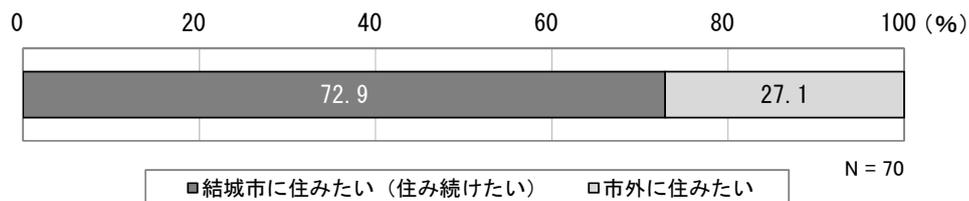
(2) ホームページによるアンケート調査結果

① 調査概要

- 調査期間： 2019（令和元）年10月1日（火）～2020（令和2）年1月16日（木）
- 調査方法： 結城市ホームページでの公開・受付
- 回収結果： 回収数 70 票

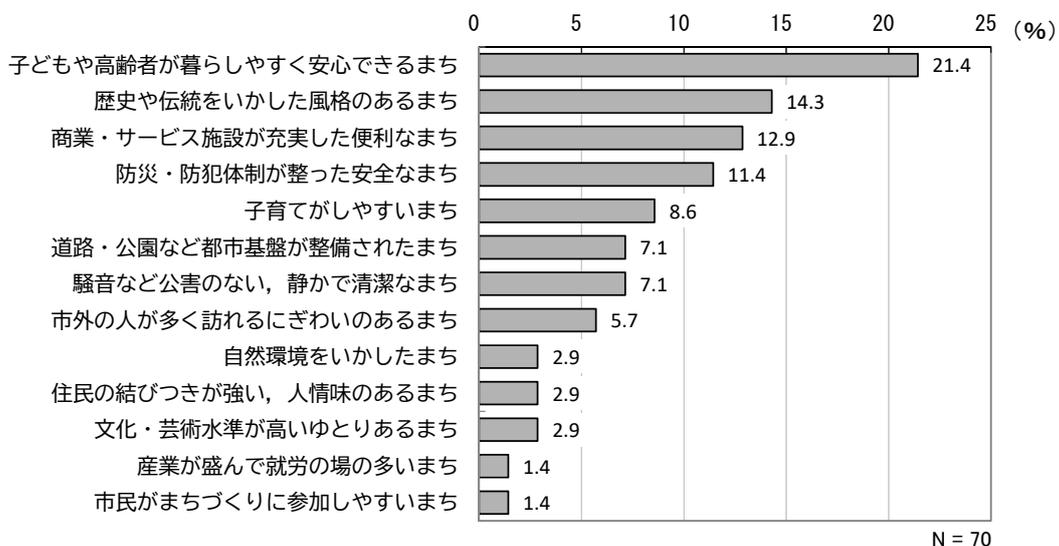
② 定住意向

- 結城市を「住みやすい」と考えている人が大半を占めています。
- また、「結城市に住みたい（住み続けたい）理由」は「住み慣れたから・生まれ育ったから・愛着があるから」、「交通利便性・周辺へのアクセス性が良いから」などが多く、「市外に住みたい理由」は、「魅力がないから・活気がないから」、「公共交通等の交通利便性が良くないから」が多くなっています。



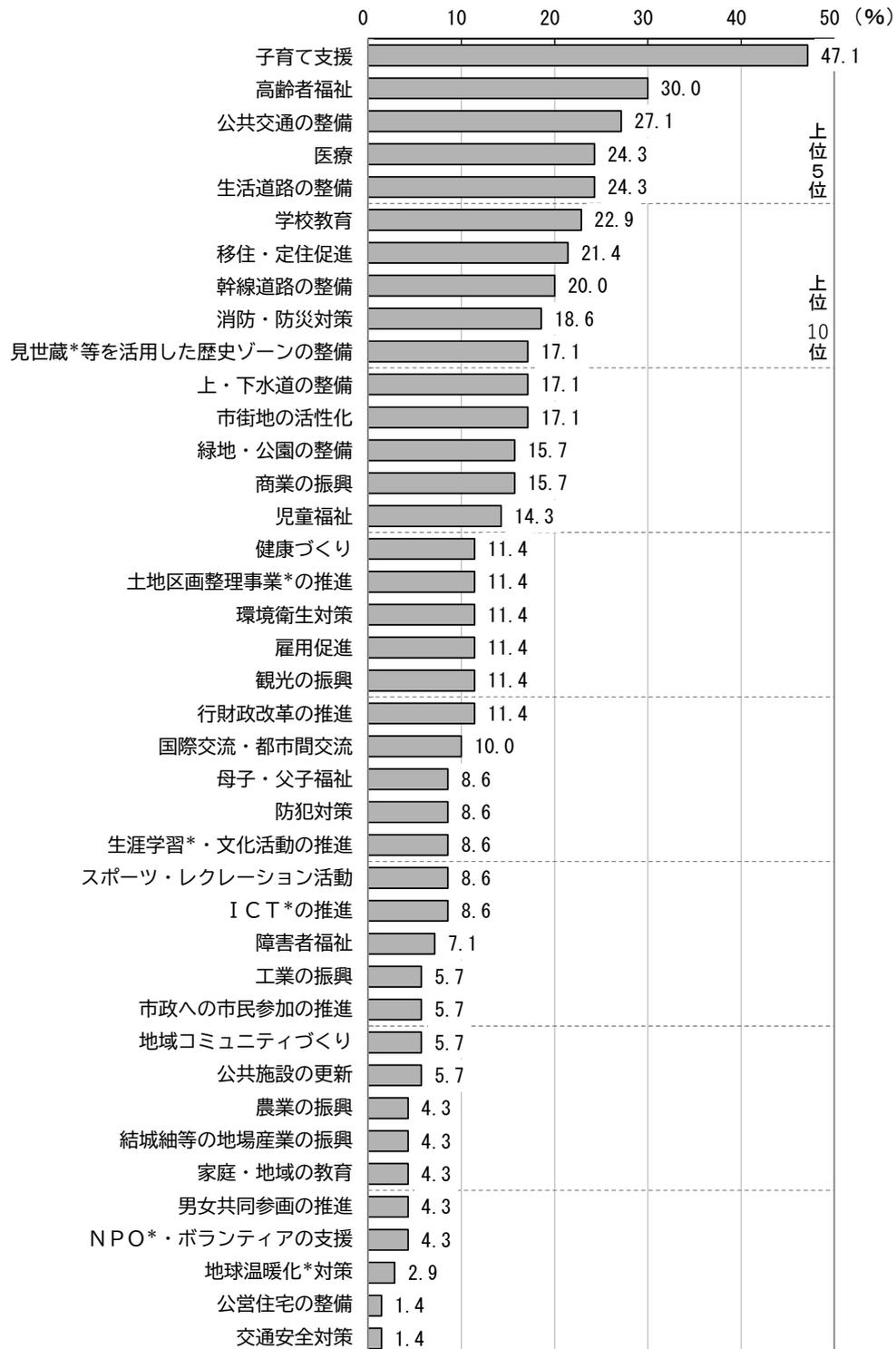
③ 結城市の将来像

- 「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」と考える人が最も多くなっています。



④ 今後5年間の重点施策

○「子育て支援」が半数近くを占め、最も多くなっています。



N = 70

⑤ 調査結果のまとめ

【属性】

- ホームページによる調査は、若年層の割合が高くなっており、市民意向調査よりも若い世代の意向が反映されていると考えられます。

【定住意向】

- 定住意向は、これからも住み続けたいと考える人が多いものの、市民意向調査よりも住み続けたいと考える人がやや少なくなっています。
- 住みたい（住み続けたい）理由として「住み慣れたから・生まれ育ったから・愛着があるから」や「交通利便性・周辺へのアクセス性が良いから」などの回答が多く、結城市に長く住んでいることと、日常生活における一定の交通利便性が確保されていることが背景にあると考えられます。
- 一方、市外に住みたい理由として、「魅力や活気がないから」、「公共交通等の交通利便性が良くないから」が多く、地域の活性化やにぎわいの創出、公共交通の充実などが課題と考えられます。

【結城市の将来像】

- 結城市の将来像として、市民意向調査と同様に「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」と考える人が多く、子どもや高齢者が安心して暮らせるまちづくりが課題と考えられます。

【今後5年間での重点施策】

- 今後のまちづくりとして、「子育て支援」の回答が最も多いことから、若い世代のニーズに即した子育てに関する施策の充実などが重要になると考えられます。

6 - 4 市民会議提案内容

日本の総人口は平成20年をピークに減少傾向に転じており、今後は世界的にも類を見ないスピードで人口減少と高齢化が進行すると予想されています。

これは本市においても例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所では、20年後の2040年には本市の人口が約4万1千人と現在から約20%も減少すると推計しています。

人口の減少、特に生産年齢人口の減少は、経済のみに留まらず我々の社会全体に相当なダメージを与えることが想定されています。すべてをネガティブにとらえる必要はありませんが、これまでのような成長時代の考え方から脱却し、戦略的に縮小社会と対峙する方向にシフトしていくことが求められています。

そのような中、私たち第6次結城市総合計画策定市民会議では、従来型のフォアキャスト（現在からの積み重ねで未来を見通す）の手法ではなく、望ましい未来を考えてその実現のために現在の課題を解決する「バックキャスト」思考を取り入れた提案検討を行いました。

具体的には、20年後の2040年の理想の姿をイメージし、その後、次期総合計画の計画期間である10年間、2030年までに「何を」「どの程度」進めておくべきかについてグループワークショップ形式で議論しました。

また、本市民会議と並行して開催された結城第一高等学校生・鬼怒商業高等学校生・結城看護専門学生による提案プロジェクトの内容も確認し、今後の結城市を担う若い世代の意見を私たちの提案の参考としました。

地方自治体は、地域の人口が減少し、財政の逼迫や硬直化に直面するなかで、市民サービスや安全・安心な市民生活を如何にして維持していくか、その在り方を変革するターニングポイントに立たされています。

私たち市民も自治体からのサービスを要求するだけでなく、社会をより良くするために、地域の事を熟知している者たちが連携して、積極的に活動していくことが重要であると考えています。

このような背景のもとに、市では第6次総合計画策定方針において、「市民参加による総合計画づくり」を掲げています。この方針に沿って、本策定市民会議は設置され、全4回による市民目線の検討を行い、今後のまちづくりに特に必要と思われる提案を建設的に議論し、本提案書としてとりまとめました。

市でも、この提案書を十分に検討したうえで第6次総合計画を策定し、私たちが安心して暮らすことが出来る持続可能なまちづくりを進められるよう期待いたします。

第6次結城市総合計画策定市民会議一同

○提案書の主な意見

【保健・福祉】

- ・地域子育て支援拠点（児童館等）の整備
- ・子どもたちと触れ合うイベントを増やす
- ・子どもたちの居場所づくり（のびのびと遊べる・いつでも安全に遊べる・ボール遊びができる・おしゃべりができる場所や屋根付きの遊び場等）
- ・高齢者に対する食事栄養指導などを充実させる
- ・高齢者の働く場をつくる（生きがいづくり）
- ・ラジオ体操を日課にし、体力向上を図る
- ・地域の子どもたちと高齢者の交流の場をつくる
- ・訪問（在宅）医療の充実

【都市・環境】

- ・新庁舎を拠点とした防災体制の整備
- ・災害時でも正確に情報を伝達できる手段の確保
- ・北部市街地の街並みを保存する制度を創設する
- ・車が無くても生活できるまちを目指す
- ・歩行者空間の確保や通学路の整備を推進する
- ・IT環境は都会並み、生活環境は田舎の良さをPRする
- ・市民が集まれる場（おしゃべりカフェなど）をつくる
- ・公共交通などの充実

【産業・観光】

- ・見世蔵など結城らしい建物を改修し、オール結城を体験できる宿泊（民泊）施設にする
- ・体験型・滞在型の観光（農業・結城紬・座禅など）を充実し、結城に何かをしに来る人を増やす
- ・結城紬の体験事業のPRを強化する（染め・織り・着付けでまち歩きなど）
- ・買い物難民を無くすため、宅配サービスなどを充実させる
- ・農業を法人化、集約化し、休耕地を少なくする
- ・新規就農者への技術支援体制をつくる
- ・観光農園や貸農園を試験的に1地域ではじめ、段階的に増やしていく

【教育・文化】

- ・英会話やプログラミングを楽しく学べる環境づくり
- ・小中学校の統廃合、小中一貫校の創設を目指す
- ・小学校で地域が運営する放課後活動を実施する
- ・市役所跡地の有効利用（歴史資料館の設置など）
- ・音楽の街＝結城フェス（祭りゆうきとコラボ）
- ・若者（学生）のイベント参画を促し、地元への愛着を育む
- ・外国人の日本語教育を充実させ、共生社会への移行を促進する

【自治・行財政運営】

- ・自治会毎に小さな委員会形式で意見を言える環境をつくる
- ・5Gなどの最新技術を導入し、行政サービスを向上させる
- ・紙、インターネットなど、媒体の特性に合わせた行政情報の周知を行う
- ・ふるさと納税などを強化し自主財源を確保する
- ・テレワークなどにより市外へ通勤しなくても仕事ができる環境を整備する
- ・隣接市より安価な地価をPR材料として利用する
- ・駅前などに若者（学生など）が集まれる場所をつくる

■ 第6次結城市総合計画策定市民会議 委員名簿

グループ	分野・テーマ	氏名
Aグループ	【保健・福祉】 健康・医療、地域福祉、児童福祉・子育て支援、 高齢者福祉、障害者福祉、低所得者福祉、 母子・父子福祉 など 【教育・文化】 学校教育、生涯学習、地域教育・青少年の健全育成、 芸術・歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、 男女共同参画・人権、国際交流・地域間交流 など	石 嶋 智 雄
		木 村 祐 子
		小 柳 阿 佐 子
		関 仁 一
		田 村 進
		山 本 道 夫
		湯 本 文 夫
Bグループ	【都市・環境】 市街地整備、住宅、公園・緑地、農村整備、 道路・交通、防災、防犯、消防・救急、 上下水道、環境保全、ごみ処理 など 【産業・観光】 農業、都市と農村交流、工業、商業、観光、 伝統産業、雇用、消費生活 など 【自治・行財政運営】 市民参加、コミュニティ、ボランティア、 行財政改革、地方分権、広域連携、行政サービス、 情報公開・個人情報保護 など	飯 島 浩 明
		飯 野 勝 智
		稲 葉 里 子
		鈴 木 義 雄
		中 条 美 智 子
		藤 貫 康 宏
		吉 田 仁

※ファシリテーター：小笠原 伸 座長（白鷗大学 経営学部 教授）

（敬称略）

■ 高校生・結城看護専門学生提案プロジェクト

結城第一高等学校 7名
 鬼怒商業高等学校 6名
 結城看護専門学校 7名

ファシリテーター：小笠原 伸 教授
 サポート：小笠原ゼミ
 （白鷗大学 経営学部）



あ

- IoT (Internet of Things : モノのインターネット) [P. 18, 24, 114, 124]
身の回りにある住宅・建物、車、家電製品、電子機器等をインターネットでつなぎ、遠隔から相互に認識や制御を可能とする技術のこと。
- ICT (Information and Communication Technology) [P. 17, 24, 96, 98, 124, 125, 126, 134, 137, 165, 169]
情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。
- アウトソーシング (外部委託) [P. 126]
企業が自社の業務を外部の専門業者などに委託する「外部委託」のこと。
- アセットマネジメント (資産管理) [P. 75, 78]
公共施設等を資産ととらえ中長期視点に立ち、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。
- 石綿セメント管 [P. 78]
石綿繊維の重量1に対してセメント5を混合した材質で製造された水道管のこと。厚生労働省では、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定はない。
- イノベーション [P. 18]
生産技術の革新・新機軸だけでなく、新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。
- ALT (Assistant Language Teacher) [P. 98]
日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国語指導助手のこと。

- SDGs (Sustainable Development Goals : エスディージーズ)

[P. 18, 21, 38, 131]

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) のことで、17のゴール・169のターゲットから構成された、2030 (令和12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。

- NPO (Non Profit Organization : 民間非営利団体)

[P. 16, 24, 116, 117, 158, 163, 164, 165, 169]

特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人及び法人格の有無にかかわらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体のこと。宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まない。

- オープンデータ [P. 24, 124]

国や政府、地方自治体、公共機関などが保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報といった公共性の高いデータ (パブリックデータ) のうち、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

- 温室効果ガス [P. 75]

人間活動によって増加した温室効果の性質をもつ気体 (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等) のこと。

か

- かかりつけ医 [P. 47]

健康に関することを日常的に何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。

- 合併処理浄化槽 [P. 75, 76, 79]

し尿と生活雑排水 (台所、風呂、洗濯等に使用した水) をまとめて処理する浄化槽。

- 関係人口 [P. 29, 90, 93, 134]

特定の地域やその地域の人々と継続的に多様な形で関わる人々のこと。

● 協議体 [P. 54, 139]

ボランティア、町内会、自治会、民生委員児童委員など多様な主体が、定期的集まり地域の情報供給と連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。

第1層協議体

第2層協議体で協議した内容や市全体で取り組める活動などを協議する場、また、必要に応じて市に提案することを検討・考える場。

第2層協議体

身近な地域での助け合い活動など取り組めることを協議する場、また、課題や資源の情報を集めたり、解決策を考える場。

● 協働

[P. 2, 16, 24, 26, 27, 34, 42, 52, 53, 59, 62, 63, 71, 113, 114, 116, 117, 118, 129, 131, 136, 138, 139, 163, 167]

市民、企業・団体、行政など様々な主体が、それぞれの特性や強みをいかして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。

● クラウドコンピューティング [P. 126]

インターネットなどの通信ネットワークを通じて、コンピュータのソフトウェア、サーバー、データベース、ストレージ等の情報処理サービスを提供すること。

● グリーンイノベーション [P. 17]

低炭素社会の実現に向けた環境・資源・エネルギー分野における技術革新のこと。

● グローバル化 [P. 16, 23, 96, 97, 113]

社会的あるいは経済的な連関が、国や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化をもたらす現象をいう。

● 権利擁護 [P. 55]

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。

● 公債費 [P. 24, 119]

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

● 国土強靱化 [P. 72]

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

● コミュニティチャンネル [P. 118]

ケーブルテレビ自主制作番組、行政情報番組などを放送しているチャンネルのこと。

● コンパクトな都市構造 [P. 19, 21, 63]

高度成長期以降、モータリゼーションの進展により、外延部への市街化が急速に進行したことにより発生した中心市街地の空洞化、環境問題などの都市問題に対して、持続可能な都市を形成するため市街地を集約化した都市構造のこと。

● コンパクト+ネットワーク [P. 29]

人口減少や少子高齢化に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を集約・誘導し、人口を集積させるとともに、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進すること。

さ

● 再生可能エネルギー [P. 75]

石炭や天然ガスなど有限なエネルギーではなく、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の自然界に常に存在するエネルギーのこと。

● CSIRT (Computer Security Incident Response Team) [P. 125]

コンピュータのセキュリティ上の問題を収集・分析し、対応方針や手順の策定などの活動を行う組織の総称。

● 自治体クラウド [P. 126]

地方自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、クラウド上でサービスを受けられる環境のこと。

● 指定管理者制度 [P. 102, 103, 112]

公共施設の管理運営に一定の権限を与えて、民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上やコストの削減を図っていくこと。

● シティプロモーション [P. 35, 90, 134]

交流人口や定住人口の拡大、イメージアップを図るため、まちの魅力を発掘・創出し、効果的に発信すること。

● シビックセンターゾーン [P. 30]

公共公益施設や商業・業務施設などが一体的に集約整備された地区のこと。

● 重要無形文化財 [P. 7, 90]

能楽・文楽・歌舞伎・音楽などの芸能や、陶芸・染織・金工などの工芸技術などの無形の文化的所産のうち、特に我が国において、歴史上及び芸術上価値の高いもの。

● 集落営農 [P. 84, 85]

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

● 循環型社会 [P. 17, 19, 21, 34, 75, 76]

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことで、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

● 生涯学習 [P. 23, 35, 38, 100, 101, 103, 162, 165, 169]

一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。

● 消費生活センター [P. 89]

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理をする体制・施設のこと。

● 将来人口 [P. 28]

将来の出生、死亡、人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。

● 食育 [P. 22, 47]

食は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに様々な経験を通じて知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

● 新エネルギー [P. 77]

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

● 新規需要米 [P. 84]

米穀のうち、国内主食用米、加工用米及び備蓄米以外の米穀で飼料用・米粉用・輸出入・バイオエタノール用のほか、主食用米の需給に影響を及ぼさないと認められるもの。

● スクールソーシャルワーカー（SSW） [P. 99]

児童生徒の学校や家庭環境の問題に対処するため児童相談所等の関係機関と連携し、教員を支援する福祉と教育面の専門家のこと。

● スクラップアンドビルド [P. 114]

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、既存事業の見直しを行い、役割を終えていると考えられるものは廃止・縮減し、それによって生み出された財源を新しい事業に振り向ける手法。

● スマートエネルギー [P. 17]

省エネルギー・再生可能エネルギーの推進や、情報通信技術（ICT）の活用により、地域における低炭素・自立分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの需給構造の最適化と安定供給を図ること。

● 生活困窮者 [P. 20, 55]

経済的に困窮しており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

● 生活支援コーディネーター [P. 54]

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

● 性的少数者（LGBT等） [P. 17, 23, 107]

同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害など「性的指向」や「性自認」が多数派と異なる人々のこと。

● セーフティーネット [P. 16]

最低限の日常生活を継続させる社会保障制度。第一が雇用保険等失業に対する給付。第二が生活保護に至る前段階で利用する生活困窮者自立支援制度。第三として生活保護制度がある。

● ゼロカーボンシティ [P. 75]

脱炭素社会の構築に向けて、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とする自治体のこと。

● 戦略作物 [P. 84]

国民の生活に欠くことのできない麦・大豆・飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料（WCS）用稲、加工用米などのこと。

● 総合型地域スポーツクラブ [P. 104]

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

● ソーシャルネットワークサービス（SNS）
[P. 17, 73, 93, 112, 116, 118, 167]

インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つユーザー同士が集まり、意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスのこと。

● Society5.0 [P. 18, 100, 131]

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

た

● 第1次産業（第2次産業、第3次産業）

[P. 10]

クラーク(C. Clark)によって始められた産業分類。第1次産業は農業・林業・水産業・牧畜業、第2次産業は製造業・建設業、第3次産業はそれ以外の運輸・通信・電気・ガス・水道・商業・金融・公務・各種サービスなどの産業を指す。

● 耐震診断

[P. 73]

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断すること。

● 多文化共生

[P. 16, 19, 29, 35, 104, 107, 110]

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。

● 男女共同参画社会

[P. 23, 162]

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

● 地域共生社会

[P. 26, 34]

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

● 地域資源

[P. 43, 62, 63, 90, 91, 129, 131, 161]

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。

● 地域包括ケアシステム [P. 56, 59]

介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも健康的で自分らしい生活を営めるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となってバックアップする仕組み。

● 地球温暖化

[P. 17, 21, 75, 77, 160, 164, 165, 169]

人間の活動が活発になるにつれ「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。

● 地方創生 [P. 15, 22, 35, 86, 119, 128, 131, 132, 134, 135, 138]

2014（平成26）年9月に発足した第二次安倍改造内閣がかかげた重点政策の一つ。地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取組を指す。

● 地方分権 [P. 2, 15, 24, 113, 119, 122]

国の権限や財源を地方（都道府県や市町村）に移して地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のことはその地域に暮らす住民自らが判断し、実施に移すことができる「住民本位の行政」へとする取組。

● 中核都市 [P. 7]

都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市あるいは、地方自治体の行政区域内にある業務地区のこと。

● ティームティーチング（TT） [P. 98, 137]

複数の教師が役割を分担し、連携・協力して行う指導法のこと。一人の教師が全面的に指導するより、多角的・多面的な指導ができる。

● 定住自立圏 [P. 119, 123, 138]

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度以上で昼間人口が多い都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりが深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成する。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む。

● テレワーク [P. 124, 134, 137]

「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務等）のこと。

● 登録有形文化財 [P. 103]

国の文化財登録原簿に登録された、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物。

● 土地区画整理事業

[P. 14, 62, 66, 67, 68, 121, 135, 165, 169]

都市計画区域内で、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

● ドメスティック・バイオレンス（DV） [P. 109]

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な

● 2025年問題 [P. 56]

団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、医療・介護費など社会保障費の急増が懸念される問題。

● 農業集落排水 [P. 75, 76]

農業振興地域内の集落を対象とした生活排水浄化施設。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としたもの。

● ノーマライゼーション [P. 52]

障害のある人もない人も、差別されることなく、互いに支え合い、当たり前で生活できる社会が本来の望ましい姿であるとする社会福祉の理念、その運動。

は

● パブリックコメント [P. 116, 118]

行政機関が政策に関する計画や条例などを策定・改廃をするとき、原案を公表し、意見を求め、それを考慮して決定する制度。

- バリアフリー [P. 62, 64, 66, 69, 160, 164]
障害者や高齢者の交通などに関する障壁(バリア)を取り除くこと。

- PFI (Private Finance Initiative) [P. 120]
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい手法。

- 非正規労働者 [P. 16]
パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託等の正規労働者以外の労働者。

- ビッグデータ [P. 18]
既存の一般的な技術では管理や分析が困難だった大量のデータ群。技術の発達によってビッグデータの利用・分析が可能となり、社会の問題を解決に導くような知見を得たり、新たな仕組みを生み出したりすることが可能となった。

- 5G (5th Generation) [P. 114, 126]
高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続などの条件を満たした、第5世代移動通信システムのこと。

- ファミリー・サポート・センター [P. 42, 45]
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整する組織のこと。

- フィルムコミッション [P. 90, 92]
映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関のこと。

- 扶助費 [P. 119]
社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず対象者に対して支給される経費。

- フレイル [P. 56, 60]
健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに身体的機能や認知機能等の心身の活力が低下している状態。

- ブロードバンド [P. 17]
ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用した、高速・広帯域で大容量のデータを送受信できる通信網。

- 保留地 [P. 68]
土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めず、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地のこと。

ま

- マイキープラットフォーム [P. 125]
マイナンバーカードのICチップの空き領域と公的個人認証の部分を活用して、地域経済の活性化や行政の効率化につながる仕組みの共通情報基盤。

- マイナンバーカード [P. 24, 124, 125]
プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示される。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。

- マスタープラン [P. 64, 68]
全体の基本となる計画または設計。

- 見世蔵 [P. 12, 62, 86, 90, 100, 134, 164, 165, 169]
日本の伝統的な建築様式のひとつで、外壁を土壁として漆喰などで仕上げられた土蔵造り・蔵造りなどといわれる建物で、店舗と住居を兼ねるもの。

や

- 有機肥料 [P. 85]
油粕や米ぬかなど植物性の有機物、鶏糞や魚粉など動物性の有機物を原料にした肥料。

- 結城ブランド [P. 22, 90, 93, 135]
結城の歴史、伝統文化、自然景観、産業など様々な地域資源にスポットをあて、その魅力を市内外に発信し、市のイメージを高めるもの。

● UJIターン [P. 86, 134]

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

● ユニバーサルデザイン [P. 29]

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能なように、はじめから利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

● ユネスコ無形文化遺産

[P. 7, 13, 27, 90, 93, 133, 161]

ユネスコにおいて、慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具・物品・加工品及び文化的空間であって、社会・集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認められた無形文化遺産のこと。

● ユビキタスネットワーク [P. 17]

あらゆるモノにコンピュータやICチップなどが埋め込まれ、有線・無線通信により常に相互に接続されて、誰でもいつでもどこからでも、様々な情報やサービスを利用できる情報ネットワーク環境のこと。

わ

● ワークライフバランス

[P. 16, 122, 131, 107, 137]

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

ら

● 6次産業化 [P. 22, 32, 82, 83, 84, 132, 133]

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、生産、製造、流通、販売等が連携することで、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

※6次は1次×2次×3次で、産業の融合を図り新たな価値を生み出すこと

● RPA (Robotic Process Automation)

[P. 126]

仮想的労働者（デジタルレイバー）とも呼ばれ生産性向上のため、人間がパソコン上で行っているデスクワーク（定型作業）をソフトウェア型のロボットが代行・自動化すること。